

富士電機グループ共済制度のご案内

団体定期保険（日本生命事務幹事）・団体定期生命共済（全労済）・自家共済

取 扱：富士電機共済センター 事務委託先：富士オフィス&ライフサービス株式会社

引受保険会社：日本生命（生保事務幹事）、第一生命、住友生命、朝日生命

引 受 団 体：全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）

〈団体定期保険について〉

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度（重度）障がい保障・不慮の事故による入院
（団体定期生命共済（全労済）引受分）

チェック欄

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

グループ共済制度〈退職者継続コース〉のポイント

- ① 団体定期保険と団体定期生命共済を組合せ、疾病による死亡・所定の高度（重度）障がい状態と不慮の事故による死亡・高度（重度）障がい・後遺障がい・入院を保障する富士電機グループの独自制度です。
- ② 国内外を問わず24時間保障します。
- ③ 掛金には富士電機グループの制度規模による割引が適用されています。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金（割り戻し金）をお受取りになれます。（死亡等により脱退され、保険（共済）期間の途中で保障終了となられた方は、配当金（割り戻し金）をお受取りになれません。）
- ⑤ ご継続にあたって医師の診査・告知は不要です。
- ⑥ 保険年齢64歳（年齢64歳6カ月）まで継続加入することができます。
- ⑦ 保険（共済）期間は1年ですので、毎年保障額の見直しができます。（ただし、保障額の増額はできません。）
- ⑧ 主契約の実質掛金（掛金から配当金（割り戻し金）を控除した金額）は一般の生命保険料控除の対象です。（平成28年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。）
- ⑨ 保障額の見直しは年1回です。

効力発生日と申込締切日

効力発生日：平成28年8月1日

申込締切日：平成28年5月30日（月）

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項と特にご注意ください事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

【＜退職者継続コース＞の内容】

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>加入資格</p> | <p>■《本人》退職日の直前まで在職者コースに加入されていた方で、年齢49歳6カ月超64歳6カ月以下の方。ただし、年齢60歳未満の定年退職扱いの方は、勤続20年以上の方となります。</p> <p>■《配偶者》退職日の直前まで在職者コースに加入されていた本人の配偶者の方で、年齢満16歳以上64歳6カ月以下の方。年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>＜ご注意＞</p> <p>①おさまは退職者コース移行時に脱退となります。 (2年以上継続して加入されている場合、全労済他の共済へ移行加入できます。)</p> <p>②一旦脱退された場合、再加入はできません。</p> <p>③病気になるられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。</p> <p>④配偶者のみで継続加入することはできません。</p> <p>⑤配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でご継続ください。</p> <p>⑥保険(共済)期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。</p> <p>⑦ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(本人が年齢超過した場合は配偶者も脱退となります。)</p> |
| <p>お手続き</p> | <p>■退職により新たに在職者コースからの移行を希望される方は、退職日の1カ月前までに富士オフィス&ライフサービス株式会社へご相談ください。</p> <p>■次の変更がある場合は「申込書」をご提出ください。 ①解約(脱退) ②減額(増額はできません) ③住所 ④電話番号 ※死亡保険金受取人を変更される場合は「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。</p> <p>■変更のない場合、従来の加入内容で継続されますので、ご提出いただく書類はありません。ただし、その場合でも平成28年5月31日までにご当社指定の口座へ掛金をお振込みください。</p> <p>■平成27年8月～平成28年7月に退職された方で、保険(共済)金額1,250万円超にご加入の方は、減額手続きをお願いします。(「申込書兼告知書」のご提出が無い場合は、自動的に1,250万円に減額となります。)</p> |
| <p>保険(共済)期間</p> | <p>■保険(共済)期間は効力発生日～平成29年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険(共済)期間1年で更新します。</p> |
| <p>この保険(共済)契約から脱退いただく場合</p> | <p>■本人(主たる被保険(共済)者)が加入資格を失われた場合には、保険(共済)期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>■配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険(共済)契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度(重度)障がい保険(共済)金支払われた場合には、本人が高度(重度)障がい状態に該当した日 ②加入資格を失われた日</p> <p>■この保険(共済)契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の掛金をお払いいただいている場合、その掛金は返金いたします。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となります。お払いいただいた一括掛金のうち、4月1日以降の掛金は返金いたします。)</p> <p>■この保険(共済)契約には、被保険(共済)者が脱退された場合の払戻金はありません。</p> <p>■脱退される場合、2年を超えて継続して被保険(共済)者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険(共済)に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。</p> |
| <p>保障範囲</p> | <p>■死亡保険(共済)金 保険(共済)期間中に死亡したとき、死亡保険(共済)金をお支払いします。</p> <p>■高度(重度)障がい保険(共済)金 保険(共済)期間中に所定の高度(重度)障がい状態のいずれかに該当したとき、高度(重度)障がい保険(共済)金をお支払いします。</p> <p>■後遺障がい保険(共済)金 不慮の事故により後遺症が残存するとき、後遺障がい保険(共済)金をお支払いします。障がい等級は労働災害補償保険法の定めに基づきます。</p> <p>■入院共済金 不慮の事故により1日以上入院をしたとき、1日目から共済金をお支払いします。</p> <p>*富士電機グループ共済制度は生命保険の「団体定期保険」、全労済の「団体定期生命共済」、富士電機「自家共済」をセットしており、お支払いにつきましてはそれぞれ別個の約款(規約)に基づきます。詳細は「ご契約にあたってのご注意」をご確認ください。</p> |
| <p>診査</p> | <p>■ご継続にあたって医師の診査は必要ありません。告知も不要です。</p> |
| <p>受取人</p> | <p>■本人の死亡保険(共済)金受取人は本人の配偶者・ごども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から1名を選択ください。(複数指定不可)</p> <p>■配偶者の死亡保険(共済)金受取人は本人(主たる被保険(共済)者)です。</p> <p>■高度(重度)障がい保険(共済)金、後遺障がい保険(共済)金の受取人は、本人(主たる被保険(共済)者)または、被保険(共済)者ご自身です。</p> <p>■入院共済金の受取人は本人となります。</p> |
| <p>税務上の お取扱い</p> | <p>＜掛金＞</p> <p>■主契約の実質掛金(掛金から配当金(割り戻し金)を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。 ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojou/)</p> <p>※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。</p> <p>※当富士電機グループ共済制度以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当富士電機グループ共済制度のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>＜保険(共済)金＞</p> <p>■死亡保険(共済)金</p> <p>《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険(共済)金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。</p> <p>《配偶者》本人(主たる被保険(共済)者)が受取人の場合、死亡保険(共済)金は一時所得として所得税の課税対象となります。</p> <p>■高度(重度)障がい保険(共済)金、後遺障がい保険(共済)金、入院共済金…被保険(共済)者が受取人の場合、非課税です。</p> <p>※被保険(共済)者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。</p> <p>税務の取扱い等について、平成28年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。また、富士電機自家共済部分の税務のお取扱いは上記と異なります。</p> |
| <p>掛金の徴収</p> | <p>■掛金は年1回当社指定の口座へ平成28年5月30日までにお振込みください。</p> |
| <p>配当金 (割り戻し金)</p> | <p>■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金(割り戻し金)をお受取りになれます。(ただし、富士電機自家共済分については、配当金は対象外となります。)配当金(割り戻し金)のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金(割り戻し金)を控除した金額)が軽減されます。</p> <p>■死亡等により脱退され、保険(共済)期間の途中で保障終了となられた方は配当金(割り戻し金)をお受取りになれません。</p> <p>＜ご参考＞…最近の配当(割り戻し金)実績は以下のとおりです。ただし、記載の配当金(割り戻し金)還元率は過去の配当(割り戻し)実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。</p> <p>年間払込掛金に対して (団体定期保険) (*)平成26年度 約35% 平成25年度 約59% 平成24年度 約25% (団体定期生命共済) 平成26年度 約23% 平成25年度 約20% 平成24年度 約13%</p> <p>■配当(割り戻し)率は在職者コースと同じですが、配当金(割り戻し金)の振込みに際しましては振込手数料を差引かせていただきます。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>生保 (団体定期保険)</p> | <p>(*) 平成26年度(保険期間:平成26年8月1日～平成27年7月31日) 平成25年度(保険期間:平成25年8月1日～平成26年7月31日) 平成24年度(保険期間:平成24年8月1日～平成25年7月31日)</p> |
| <p>全労済 (団体定期生命共済)</p> | <p>平成26年度(平成26年6月1日～平成27年5月31日決算) 平成25年度(平成25年6月1日～平成26年5月31日決算) 平成24年度(平成24年6月1日～平成25年5月31日決算)</p> |

富士電機グループ共済 退職者継続コース

退職後の保障ニーズにお応えして、＜退職者継続コース＞をご用意させていただきました。

本人、配偶者ともに一定要件を満たしていれば、保険年齢*64歳まで1,250万円以下の保障額で継続加入することができます。

| | |
|----------|---|
| ご継続要件 | <ul style="list-style-type: none"> ●〈在職者コース〉に定年退職日の直前まで継続してご加入いただいている本人とその配偶者の方が対象です。更に、平成28年7月31日まで継続いただくことが条件となります。 ●本人・配偶者とも保険（共済）金額は、定年退職日直後に迎える7月末日までは在職中の保険（共済）金額ですが、それ以降の加入限度額は1,250万円となります。（退職者継続コースでは増額することはできません。） ●年齢60歳未満の定年退職扱いの方は、勤続20年以上かつ保険年齢*50歳以上59歳以下の本人とその配偶者の方が対象です。（年齢は効力発生日現在の年齢です。） ●配偶者のみで継続加入することはできません。 ●配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でご継続ください。 ●お子さまは継続加入することはできません。（全労済の他の共済へ移行加入できます。） ●払込方法が年一括払（指定口座振込）となりますのでご注意ください。 <p>※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。</p> |
| 保障金額 | 疾病による死亡・高度（重度）障がいの場合 250万円～1,250万円（詳細は下記「保障額と掛金」をご確認ください）。 |
| 掛金の徴収 | 掛金は年1回、当社指定の口座にお振込みいただきます。 |
| 在職中のお手続き | 引続きご加入を希望される方は退職日の1カ月前までに富士オフィス&ライフサービス株式会社までご相談ください。 |

* 保険年齢につきましては、下記「保障額と掛金」をご参照ください。

保障額と掛金〈概算〉

本人・配偶者

●下記保障内容は、生保の「団体定期保険」・全労済の「団体定期生命共済」・富士電機の「自家共済」により運営されています。

（掛金の単位：円）

| | コース名 | 保障内容 | | | | 年一括払掛金（概算） | | | |
|--------------|------------|-----------------------|------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | 疾病による死亡・高度（重度）障がい（万円） | 不慮の事故等による | | 不慮の事故による入院（180日限度）日額（円） | 保険年齢 | | | |
| | | | 死亡・高度（重度）障がい（万円） | 後遺障がい（3級の1・5～14級）（万円） | | 50歳（\$41.2.2生～\$42.2.1生） | 51歳～55歳（\$36.2.2生～\$41.2.1生） | 56歳～60歳（\$31.2.2生～\$36.2.1生） | 61歳～64歳（\$27.2.2生～\$31.2.1生） |
| 男性 本人・配偶者 | 250万円コース | 250 | 350 | 4～90 | 2,500 | 8,076 | 9,924 | 12,432 | 16,176 |
| | 500万円コース | 500 | 700 | 8～180 | 5,000 | 16,152 | 19,860 | 24,864 | 32,352 |
| | 750万円コース | 750 | 1,050 | 12～270 | 7,500 | 24,228 | 29,784 | 37,296 | 48,528 |
| | 1,000万円コース | 1,000 | 1,400 | 16～360 | 10,000 | 32,304 | 39,720 | 49,728 | 64,704 |
| | 1,250万円コース | 1,250 | 1,750 | 20～450 | 10,000 | 38,880 | 48,144 | 60,660 | 79,380 |
| 女性 本人・配偶者 | 250万円コース | 250 | 350 | 4～90 | 2,500 | 6,780 | 7,680 | 8,412 | 9,924 |
| | 500万円コース | 500 | 700 | 8～180 | 5,000 | 13,560 | 15,360 | 16,836 | 19,860 |
| | 750万円コース | 750 | 1,050 | 12～270 | 7,500 | 20,340 | 23,040 | 25,248 | 29,784 |
| | 1,000万円コース | 1,000 | 1,400 | 16～360 | 10,000 | 27,120 | 30,720 | 33,672 | 39,720 |
| | 1,250万円コース | 1,250 | 1,750 | 20～450 | 10,000 | 32,400 | 36,900 | 40,584 | 48,144 |

・上記保障内容のうち“疾病による死亡・高度（重度）障がい保障”および、これと同額の“不慮の事故による死亡・高度（重度）障がい保障”については、生命保険60%・全労済40%の割合で保障します。

・その他の保障については全労済による元受けと自家共済により運営されています。詳細は4ページ～8ページの「ご契約にあたってのご注意」をご確認ください。

・上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成28年8月1日）から適用します。なお、生命保険部分の掛金は、加入者数が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。

また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

・配偶者の方で上記掛金表に記載のない場合は、お近くの富士オフィス&ライフサービス株式会社にご照会ください。

・当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」とは、被保険（共済）者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：49歳7カ月の方の保険年齢は50歳となります。）

ご契約にあたっての注意

この欄に記載していない加入・給付の詳細については団体定期生命共済の規約・細則によります。

〔団体定期生命共済〕全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）・富士電機共済センター

◆◆共済の加入限度について◆◆

全労済の加入引受限度額を超えて加入することはできませんので、富士電機グループ共済以外で、全労済の団体生命共済に加入している場合は、限度額以内でご加入ください。（詳しくは、最寄りの全労済県本部または各支部にお問い合わせください。）

○加入できない職業

- (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務に従事している方。
- (2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務に従事している方。

○契約が消滅するとき

被共済者が死亡したときはそのときをもって、重度障がい共済金が支払われた場合は、重度障がいとなったときをもって当該被共済者の共済契約は消滅します。

○共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

契約概要

○共済金をお支払いする場合

◆◆基本契約◆◆

被共済者が次の状態になったとき、死亡共済金または重度障がい共済金をお支払いします。

(1) 死亡したとき

(2) 次のような**重い障がい**（重度障がい）になったとき

重度障がいとは、傷病が治り、その後に残存する後遺障がい、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4のいずれかの障がい状態に固定した場合はいいます。

- ①両眼が失明したもの。②1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの。③両眼の視力が0.02以下になったもの。④しゃくおよび言語の機能を廃したもの。⑤しゃくまたは言語の機能を廃したもの。⑥神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。⑦神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの。⑧神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの。⑨胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。⑩胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの。⑪胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの。⑫両上肢をひじ関節以上で失ったもの。⑬両上肢を手関節以上で失ったもの。⑭両上肢の用を全廃したもの。⑮両下肢をひざ関節以上で失ったもの。⑯両下肢を足関節以上で失ったもの。⑰両下肢の用を全廃したもの。

※死亡共済金と重度障がい共済金を重複してお支払いすることはできません。

※過去に重度障がい共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び支払事由が発生しても、共済金はお支払いできません。

○掛金

病気死亡・重度障がい共済金100万円・傷害特約100万円（障がい共済金4～100万円、災害入院共済金のうち1,000円がセット）あたりの掛金は下表の通りです。

<年払掛金>

| 男性・女性（掛金） | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| 50歳 | 51～55歳 | 55～60歳 | 61～64歳 |
| 3,360円 | 3,360円 | 3,360円 | 3,360円 |

◆◆傷害特約1◆◆

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡、障がいまたは入院したときは、次に該当する共済金をお支払いします。

| 種類 | お支払い内容 | お支払い割合 |
|---------|---|---|
| 災害死亡共済金 | ●不慮の事故や感染症により死亡したときお支払いします。 | 契約共済金額の全額 |
| 障がい共済金 | ●不慮の事故や感染症により身体障がいの状態になったとき、その程度に応じてお支払いします。 | 契約共済金額の100～4% |
| 災害入院共済金 | ●不慮の事故（感染症を除く）を直接の原因として事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所に1日以上入院をしたときに、1日目からお支払いします。 ●同一の不慮の事故により2回以上入院したときは、事故発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限り、入院日数を通算してお支払いします。 ●異なる不慮の事故により2回以上入院したときは、その都度お支払いします。ただし、重複する入院期間については重複してお支払いしません。 | 1日につき、契約共済金額の1,000分の1。ただし、1事故による入院は180日分が限度。 傷害特約の契約共済金額が、1,000万円を超える場合であっても1日につき10,000円が限度。 |

※同一の原因による重度障がい共済金と災害死亡共済金を重複してお支払いすることはできません。

(例) 傷害特約共済金額100万円の場合の保障内容

| 保障内容 | 災害死亡共済金 | 障がい共済金 | 災害入院共済金 |
|------|---------|---------|----------|
| 共済金額 | 100万円 | 100～4万円 | 日額1,000円 |

※障がい共済金は、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める身体障がい等級別支払割合表にかける障がいの程度に応じてお支払いします。お支払い割合は次のとおりです。

| | | | | | |
|----------|------|----|-----|-----|-----|
| 1級 | 100% | 5級 | 70% | 10級 | 20% |
| 2級 | 100% | 6級 | 60% | 11級 | 15% |
| 3級の2・3・4 | 100% | 7級 | 50% | 12級 | 10% |
| 3級の1・5 | 90% | 8級 | 45% | 13級 | 7% |
| 4級 | 80% | 9級 | 30% | 14級 | 4% |

◆◆**傷害特約2**◆◆

○**富士電機自家共済掛金と保障額について**

<年払掛金>

全労済の団体生命共済災害入院保障の補完的共済として実施。災害入院に関する保障・規定は全労済に準じる。

| コース名 | 保障額 | 掛 金 | コース名 | 保障額 | 掛 金 |
|------------|-----------|--------|------------------|-----------|--------|
| 250万円コース | 日額 1,500円 | 900円 | 1,250万円コース | 日額 5,000円 | 3,000円 |
| 500万円コース | 日額 3,000円 | 1,800円 | 1,500万円コース | 日額 4,000円 | 2,400円 |
| 750万円コース | 日額 4,500円 | 2,700円 | 2,000万円コース | 日額 2,000円 | 1,200円 |
| 1,000万円コース | 日額 6,000円 | 3,600円 | 2,500~5,000万円コース | 0円 | 0円 |

○**不慮の事故等とは**

1. 不慮の事故

不慮の事故とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいい、例えば次のようなものです。

(1)鉄道事故(2)自動車交通事故(3)自動車非交通事故(4)その他の道路交通機関事故(5)水上交通機関事故(6)航空機および宇宙交通機関事故(7)他に分類されない交通機関事故(8)医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒(9)その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒(10)外科的および内科的診療上の患者事故(11)患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの(12)不慮の墜落(13)火災および火焰による不慮の事故(14)自然および環境要因による不慮の事故(15)溺水、窒息および異物による不慮の事故(16)その他の不慮の事故(17)医療品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用(18)他殺および他人の加害による損傷(19)法的介入(20)戦争行為による損傷(21)その他全労済がとくに認めた場合

(注) (8) (17) について、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(8) (10) (11) (17) について、病気の診断や治療を目的としたものは除きます。

(9) について、洗剤、油脂、グリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎、サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒やアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(14) について、過度の高温中の気象条件によるもの、高圧・低圧および気圧の変化、旅行および身体動揺、飢餓および渴は除きます。

(15) について、病気を原因とするものを除きます。

(16) について、激しい運動中の肉体行使や過度の運動等は除きます。

(19) について、処刑によるものを除きます。

2. 感染症

全労済が規約に定める感染症をいいます。

注意喚起情報

○**共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）**

◆◆**各共済金に共通**◆◆

(1) 契約者、被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失、被共済者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。

(2) 契約が解除されたとき。

(3) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき。

◆◆**死亡共済金・重度障がい共済金**◆◆

(1) 被共済者が契約発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により障がいの状態となったとき。

◆◆**災害死亡共済金・障がい共済金・災害入院共済金**◆◆

(1) 被共済者の無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。

(2) 被共済者の精神障がい、泥酔によるとき。

(3) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

(4) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または、腰・背痛で他覚症状のないもの。

(5) 医師が退院してもさしつかえないと認定した日の翌日以降の入院。

○**契約の解除と契約の更新謝絶について**

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。また、次の1. から5. のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

(1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

(2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

(3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき。

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4) 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

(5) 前記1.~4. までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき

(6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過契約期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3. の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合、割り戻し金としてお戻しします。

掛金の生命保険料控除について

1. 共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。
2. 生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者（内縁関係者にある方は対象となりません）その他の親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
3. 平成22年度税制改正に伴い、平成24年1月1日以後に締結した新規または更新契約より災害入院特約の掛金は一般の生命保険料控除の対象には含まれません。

退職者継続コース500万円以上のコースに2年以上ご加入の満64歳の方々は、最高満80歳までの保障「新離退職団体生命共済」のご案内をお送りしております。

<団体生命共済の申し込みについては、次の同意をいただくこととなります>

貴生協の趣旨に賛同し、加入します。貴生協が取り扱う全労済の「団体定期生命共済」の「ご契約のてびき」に記載の「契約概要」および「注意喚起情報」の内容を被共済者とともに了承し、加入を申し込みます。申込書および質問表に記載の各事項が、事実と相違ないことを被共済者とともに誓約します。記載事項に明らかな誤りがあるときには、貴会が当該事項について訂正しても異議ありません。なお、本契約に関する契約者等の個人情報、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や全労済の事業、各種商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されること、本契約に関する契約者等の特定個人情報が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に規定された目的のため利用されること、また、所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、これらの個人情報（特定個人情報を除く）が所属団体へ提供されることを被共済者とともに同意します。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

団体生命共済の個人情報の保護・取扱いに関する事項

◆全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ（<http://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会

助け合いから生まれた保障の生協です。
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

6014V129

ご契約にあたってのご注意

[団体定期保険] (生保)

〈保険金の支払事由〉

●死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

●高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい（視力障がい）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

〈保険金をお支払いしない場合等（詳細）〉

ご加入（*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（*1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（*1）のお申込みの際に特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・保険契約者の故意。
- ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（*2）

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の故意。
- ・保険契約者の故意。
- ・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。（*2）

（*1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

（*2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（*1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病がご加入（*1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。

②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。

- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（掛金）

死亡・高度障がい保険金額100万円あたりの団体定期保険部分の本人・配偶者の概算掛金は下表のとおりです。

| 保険年齢 | 15歳～35歳 (S.56.2.2生～ H.14.2.1生) | 36歳～40歳 (S.51.2.2生～ S.56.2.1生) | 41歳～45歳 (S.46.2.2生～ S.51.2.1生) | 46歳～50歳 (S.41.2.2生～ S.46.2.1生) | 51歳～55歳 (S.36.2.2生～ S.41.2.1生) | 56歳～60歳 (S.31.2.2生～ S.36.2.1生) | 61歳～64歳 (S.27.2.2生～ S.31.2.1生) |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 男性 | 996円 | 1,308円 | 1,752円 | 2,544円 | 3,780円 | 5,448円 | 7,944円 |
| 女性 | 648円 | 1,020円 | 1,248円 | 1,680円 | 2,280円 | 2,772円 | 3,780円 |

上記は概算掛金です。

正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は平成28年8月1日）から適用します。なお、掛金は、加入者数が所定の人数に達した場合に適用される特別優待割引が適用されています。万一、加入者数が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。（例：49歳7カ月の方の保険年齢は50歳となります。）

◆制度運営および引受保険会社

- 当制度は富士電機株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成28年1月20日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社（70%）（事務幹事会社） 住友生命保険相互会社（14%）
第一生命保険株式会社（14%） 朝日生命保険相互会社（2%）

◆制度内容の変更

- 富士電機株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

◆生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先） 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

MEMO

MEMO

ご相談窓口等 お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の各引受保険会社窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉富士電機共済センター(事務取扱:富士オフィス&ライフサービス株式会社)
TEL 0120-501-450【受付時間 月曜日から金曜日の9:00から17:35まで】

〈お申込み・お問合せは下記富士オフィス&ライフサービス株式会社保険担当まで〉

本 社…TEL 03-5435-7314
フリーダイヤル…TEL 0120-501450
北 海 道…TEL 011-222-3421
津 軽…TEL 0173-38-1131
東 北…TEL 022-225-5358
吹 上…TEL 048-548-6367
秩 父…TEL 0494-75-3330
大 田 原…TEL 0287-23-8787
多 摩…TEL 042-582-0870
千 葉…TEL 0436-42-8181
川 崎…TEL 044-329-2368

松 本…TEL 0263-27-6725
(山梨地区は松本営業所まで)
北 陸…TEL 076-441-5225
中 部…TEL 052-746-3001
三 重…TEL 059-330-1661
鈴 鹿…TEL 059-382-7556
関 西…TEL 06-6455-3842
神 戸…TEL 078-991-7025
中 国…TEL 082-247-4231
九 州…TEL 092-262-7205

〈団体定期保険部分お問合せ先〉日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-75158)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしていません。)]

- ・富士電機グループ共済の「団体定期保険」に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

〈団体定期生命共済部分お問合せ先〉全労済 各都道府県本部まで

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の『全労済 お客様相談室』へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

◆「障がい」の表記

当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。